

# 日火連短 信

令和 5 年 1 1 月 8 日 第 213 号

〒106-0041  
東京都港区麻布台 2-3-22 一乗寺ビル 3F  
一般社団法人 日本火薬銃砲商組合連合会  
専務理事 大岩 伸夫  
TEL 03-5549-9041  
FAX 03-5549-9042  
URL <http://www.nikkaren.jp/>  
E-mail : nikkaren-n.ooiwa@nikkaren.jp  
info@nikkaren.jp

広域認定制度にもとづく不用実包等廃棄処分における『廃棄完了報告書』（日火連広域 様式3）の取扱いにつきまして、次回送付分より次のように変更致しますので、お知らせします。

会員各位への周知をお願い致します。

## 記

### ◀ 従来 of 取扱い ▶

1. 認定処分業者は不用実包等の廃棄処分完了後、『廃棄完了報告書』を作成し、自社印を押印して日火連に送付する。
2. 日火連は、受領した『廃棄完了報告書』の本書を保管し、コピーを2部として「この写しは、不用実包等廃棄完了報告書の原本と相違ありません。」という文言を印刷し、角印を押印して認定販売店に送付する。

### ◀ 今後の取扱い ▶

「1」については変更ありませんが、「2」のところを次のように変更します。

2. 日火連は、受領した『廃棄完了報告書』の本書を保管し、カラーコピーを2部として、それを認定販売店に送付する。

認定販売店に『廃棄完了報告書』のコピーが2部届くところは、変更ありません。  
この変更で不都合が生じる認定販売店がございましたら、お知らせ頂くようお願い致します。

以上